

機械・電機設備工事に係る最低制限価格の算定について

総務部管財契約課

一般土木工事等とは異なる特殊な積算体系を有する工事の最低制限価格における算定基準について、次のとおり取り扱うこととしました。

1. 算定基準

工事の種別		費 目	直接工事費に 区分するもの	共通仮設費に 区分するもの	現場管理費に 区分するもの	一般管理費等に 区分するもの
土 木	土木電気通信 設備工事	機器費 (工場製作)	機器費×0.6 (直接製作費)	機器費×0.1 (間接労務費)	機器費×0.2 (工場管理費)	機器費×0.1 (一般管理費等)
		工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 機器間接費	一般管理費等
	土木機械設備 工事	機器費	直接製作費	間接労務費	工事管理費 設計技術費	一般管理費等
		工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費	一般管理費等
下 水 道 等	下水道等工事 (機械設備工事) (電気設備工事)	機器費	機器費×0.6	機器費×0.1	機器費×0.2	機器費×0.1
		工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費等

2. 複数の工事の種別から構成される工事における最低制限価格の設定

最低制限価格の設定にあたり、複数の工事の種別から構成される工事についてはそれぞれ工事の種別毎に算出したものの和を最低制限価格の算定基準とします。

3. 施行日

この算定基準は、令和7年10月1日から施行（令和7年10月1日以降に入札公告する工事から適用）する。